

令和5年9月農業委員会総会議事録

令和5年9月25日午後3時00分、令和5年9月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 23名

1番	金田 公隆	委員	3番	岩谷 裕子	委員	4番	佐藤 修司	委員
5番	川村 陽彦	委員	6番	須藤 秀人	委員	7番	種澤 達也	委員
8番	町田 高司	委員	10番	三上 浩太	委員	11番	小林 政貴	委員
12番	小田桐 明	委員	13番	石岡 人志	委員	14番	福士 章逸	委員
15番	小嶋 勇成	委員	16番	木村 芳文	委員	17番	平井 秀樹	委員
18番	成田 繁則	委員	19番	佐藤 剛郎	委員	20番	大湯 茂八郎	委員
21番	戸澤 幸彦	委員	22番	高橋 貴志	委員	23番	田村 真裕美	委員
24番	成田 豪	委員	26番	前田 優考	委員			

欠席委員 3名

2番	藤田 善明	委員	9番	石岀 千鶴子	委員	25番	堀森 弘義	委員
----	-------	----	----	--------	----	-----	-------	----

出席事務局 9名

事務局長	吉田 秀樹	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	高木 一誠
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局農地調整係長	曾根 奈美子
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江	事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏
事務局主事	大浦 空		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議事

議案第 50 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 51 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 52 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 53 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 54 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 55 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
報告第 32 号	競売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について
報告第 33 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 34 号	農地法第 4 条の許可取消について
報告第 35 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 36 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 37 号	非農地の判断について

[開始時刻 15 時 00 分]

事務局次長

ただいまから令和 5 年 9 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 2 番 藤田善明委員、9 番石岡千鶴子委員、25 番 発森弘義委員、の 3 名であります。ただいまの出席者数は 23 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。16 番木村芳文委員、17 番平井秀樹委員、19 番佐藤剛郎委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 50 号を議題といたします。議案第 50 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 50 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 4,706 m²、畑 6 件 32,330 m²、合計 8 件 37,036 m²であります。また、使用収益権関係では、田 3 件 23,268 m²、畑 3 件 19,103 m²、合計 6 件 42,371 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 9 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、種澤達也委員、町田高司委員、それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 94 番について申し上げます。譲受人は、10 年以上親の農地で農作業に携わってきましたが、居住地に隣接する農地で自家消費用の野菜を栽培していきたいとのことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、農作業経験豊富な母と共に、トマト、すいか、及び枝豆を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。6 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 112 番について申し上げます。借受人は、進学を機に弘前に住み始め、りんご農家でアルバイトをする中で、自身で農業経営したいと思うようになりました。知人の協力により、農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、通年において知人の指導の下、りんごを栽培するのとから、技術力等、特に問題がないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考え

調査委員長	られました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 50 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 50 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 50 号については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 51 号を議題といたします。議案第 51 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	9 ページをお開き願います。議案第 51 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 371 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。11 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 4 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 51 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 51 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 51 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

議　　長	次に、議案第 52 号を議題といたします。議案第 52 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	13 ページをお開き願います。議案第 52 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が畠 1 件 639 m ² であります。また、使用収益権関係では、畠 1 件 768 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。15 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 3 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。使用収益権関係、受付番号 2 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、弘前市上下水道事業による「令和 5 年度原ヶ平配水ポンプ場新築附帯工事」のための仮設道路及び資材置場として一時的な利用に供することから、不許可の例外に該当し、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議　　長	それでは、議案第 52 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	議案第 52 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	異議ないものと認め、議案第 52 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 53 号を議題といたします。議案第 53 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	17 ページをお開き願います。議案第 53 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 2,015 m ² であります。また、使用収益権関係は、田 4 件 19,552 m ² で農地中間管理事業に関する

事務局次長 ものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長 本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。20 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 18 番から 21 ページ受付番号 21 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

佐藤剛郎委員 <議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(佐藤剛郎委員退席)

議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に使用収益権関係、20 ページ受付番号 18 番から 21 ページ受付番号 21 番についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長 使用収益権関係について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないと認め、使用収益権関係については、委員会報告のとおり決定いたします。佐藤剛郎委員の着席をお願いします。

(佐藤剛郎委員着席)

議 長 それでは、議案第 53 号のうち、所有権関係の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長 議案第 53 号のうち、所有権関係の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	<p>異議ないと認め、議案第 53 号のうち、所有権関係の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 54 号を議題といたします。議案第 54 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>23 ページをお開き願います。議案第 54 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 9,092 m²、畑 3 件 3,271 m²、合計 6 件 12,363 m²であります。また、使用収益権関係が、畑 2 件 10,547 m²で農地中間管理事業に関する計画案であります。今回提出されました 8 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす受人との調整にあたった結果、売買 6 件、貸借 2 件が整ったものであります。27 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 15 番及び 16 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで扱い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。</p>
議 長	<p>利用調整をした委員から補足説明ありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
佐藤修司委員	<p><議事参与の制限に該当する旨の申出あり></p>
	<p>(佐藤修司委員退席)</p>
議 長	<p>「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 25 ページ、所有権関係、受付番号 67 番について御審議願います。御質問等ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議 長	<p>議案第 54 号のうち、所有権関係、受付番号 67 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がないものと認め、議案第 54 号のうち、所有権関係、受付番号 67 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤修司委員の着席をお願いします。</p>
	<p>(佐藤修司委員着席)</p>
議 長	<p>それでは、議案第 54 号のうち、所有権関係、受付番号 67 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>

議長	議案第 54 号のうち、所有権関係、受付番号 67 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第 54 号のうち、所有権関係、受付番号 67 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に、議案第 55 号を議題といたします。議案第 55 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	29 ページをお開き願います。議案第 55 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 25,800 m ² あります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	31 ページをお開きください。本議案につきましては、令和 5 年 4 月 1 日に農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、従前の農用地利用配分計画が廃止されたことに伴い、中間管理機構における農地の権利設定につきましては、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定め、県知事が認可することとなりました。受付番号 1 番及び 2 番につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであります。内容につきましては、議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり同法に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
議長	それでは、議案第 55 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 55 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 55 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に、報告事項に入ります。報告第 32 号「競売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	33 ページをお開き願います。報告第 32 号は、「競売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について」であります。最高価買受申込者となった競売買受適格者からの農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、許可書を交付したので報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畠 1 件 5,629 m ² であります。なお、受付番号 1 番については、令和 5 年 6 月総会において、買受適格証明書の発行を決定したものであり、許可申請の内容が証明書の交付時

事務局次長	と変わらないことを確認し、許可書を交付したものであります。以上であります。
議　　長	報告第 32 号について、御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	次に、報告第 33 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	37 ページをお開き願います。報告第 33 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 30,407 m ² 、畑 17 件 102,519.54 m ² 、合計 23 件 132,926.54 m ² であります。なお、届出理由につきましては、39 ページから 41 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 33 号について、御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	次に、報告第 34 号「農地法第 4 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	43 ページをお開き願います。報告第 34 号は、「農地法第 4 条の許可取消について」であります。農地法第 4 条の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 281 m ² であります。なお、取消理由につきましては、45 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、申請者から県知事に対して許可取消願が提出されたものです。以上であります。
議　　長	報告第 34 号について、御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	次に、報告第 35 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	47 ページをお開き願います。報告第 35 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が畑 1 件 1,321 m ² であります。また、5 条関係では、畑 1 件 124 m ² であります。なお、届出理由につきましては、49 ページから 50 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 35 号について、御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	次に、報告第 36 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 51 ページをお開き願います。報告第 36 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 24,778 m²、畑 4 件 39,884 m²、合計 12 件 64,662 m² であります。なお、解約理由につきましては、53 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長 報告第 36 号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 次に、報告第 37 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 55 ページをお開き願います。報告第 37 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し、同通知第 4(3)ウに基づき関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 27 筆 31,539 m²、畑 70 筆 213,199 m²、合計 97 筆 244,738 m² であります。以上であります。

議長 報告第 37 号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 37 分]